

平成 30 年 11 月 14 日公告

「西部方面管理事務所管内遊具設置その他工事」

特記仕様書に表記漏れがありました。下記正誤表をご確認ください。

【誤】

7. 特記仕様書

【各遊具共通事項】

- 設置箇所は、別紙「施工公園一覧表」のとおりとする。
- 設置する各遊具は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月国土交通省』（以下「指針」と言う）に適合した製品であるものとする。
- 設置する各遊具の構造計算は、指針の「遊具の製造」に準拠した内容で提出すること。
- 各遊具の消耗部材の仕様及び標準使用期間、安全点検の要点など、各遊具の安全確保に関する資料を提出すること。
- 各遊具の設置に際しては、事前に仕様や形状寸法、各部詳細図、構造計算書を本市監督職員に提出し承諾を得ること。また各遊具設置位置・撤去の詳細については本市監督職員と協議の上決定すること。
- 各遊具の基礎材料については次のとおりとする。

名 称	形状寸法
基礎碎石	R C - 4 0
均しコンクリート用型枠	(E)
均しコンクリート	1 8 - 8 - 2 5
基礎コンクリート用型枠	(D)
基礎コンクリート	1 8 - 8 - 4 0
コンクリート製基礎ブロック	遊具メーカー仕様による

- 地際など腐食しやすい部分の鋼材は、亜鉛メッキや防食テープ巻など保護効果のある表面処理等を行うこと。なお、防食テープを巻きつける際は JIS Z 1901 防食用ポリ塩化ビニル粘着テープを使用すること。防食テープは下部から巻き上げ上部で折り返し、2重巻きとし、テープ幅の2分の1を重ねて巻くこととする。
- 出来高図面作成においては、公園平面図に各遊具の位置が特定できる割付寸法を記入し提出すること。また出来高書類として別紙様式の施設（遊具）履歴書を作成し電子データにて提出すること。

【滑り台】

- 滑り台については、児童用、幼児用として分類し、児童用における対象年齢は6歳から12歳とし、おどり場の高さが2000mmのもの、幼児用における対象年齢は3歳から6歳とし、おどり場の高さが1000mmのものとする。
- 製品については次の一覧表より選択し、同等品は不可とする。
- 対象年齢ステッカーについては、1基当たり最低1箇所貼付すること。ただし、貼付け位置については、貼付け箇所の材質やステッカーの視認性を考慮し、はがれにくく、見えやすい箇所とし、本市監督職員の確認を得た後貼付けを行うこととする。
- 滑り台の要素や構造について
- ・滑降面の材質はステンレス製とする。

【正】

7. 特記仕様書

【各遊具共通事項】

- 設置箇所は、別紙「施工公園一覧表」のとおりとする。
- 設置する各遊具は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月国土交通省』（以下「指針」と言う）に適合した製品であるものとする。
- 設置する各遊具の構造計算は、指針の「遊具の製造」に準拠した内容で提出すること。
- 各遊具の消耗部材の仕様及び標準使用期間、安全点検の要点など、各遊具の安全確保に関する資料を提出すること。
- 各遊具の設置に際しては、事前に仕様や形状寸法、各部詳細図、構造計算書を本市監督職員に提出し承諾を得ること。また各遊具設置位置・撤去の詳細については本市監督職員と協議の上決定すること。
- 各遊具の基礎材料については次のとおりとする。

名 称	形状寸法
基礎碎石	R C - 4 0
均しコンクリート用型枠	(E)
均しコンクリート	1 8 - 8 - 2 5
基礎コンクリート用型枠	(D)
基礎コンクリート	1 8 - 8 - 4 0
コンクリート製基礎ブロック	遊具メーカー仕様による

名 称	床掘	埋戻
滑台-1（幼児用）	0. 6 0 m ³	0. 3 5 m ³
滑台-2（児童用）	0. 7 6 m ³	0. 3 7 m ³

- 地際など腐食しやすい部分の鋼材は、亜鉛メッキや防食テープ巻など保護効果のある表面処理等を行うこと。なお、防食テープを巻きつける際は JIS Z 1901 防食用ポリ塩化ビニル粘着テープを使用すること。防食テープは下部から巻き上げ上部で折り返し、2重巻きとし、テープ幅の2分の1を重ねて巻くこととする。
- 出来高図面作成においては、公園平面図に各遊具の位置が特定できる割付寸法を記入し提出すること。また出来高書類として別紙様式の施設（遊具）履歴書を作成し電子データにて提出すること。

【滑り台】

- 滑り台については、児童用、幼児用として分類し、児童用における対象年齢は6歳から12歳とし、おどり場の高さが2000mmのもの、幼児用における対象年齢は3歳から6歳とし、おどり場の高さが1000mmのものとする。
- 製品については次の一覧表より選択し、同等品は不可とする。
- 対象年齢ステッカーについては、1基当たり最低1箇所貼付すること。ただし、貼付け位置については、貼付け箇所の材質やステッカーの視認性を考慮し、はがれにくく、見えやすい箇所とし、本市監督職員の確認を得た後貼付けを行うこととする。